

## AREC・F i i プラザ会則

### (名称)

第1条 AREC・F i i プラザ（以下「本会」という。）と称する。

### (事務局)

第2条 本会は、事務局を上田市常田三丁目15番1号 AREC内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、ARECを拠点として、産業界、大学、行政の三者がより密接な関係を築き、大学からの貴重な研究情報や技術情報を受けるとともに、人材育成や技術相談などの事業を展開し、新産業の創出、新技術の開発や文化の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 技術相談に関すること。
- (2) 技術指導及び技術支援に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 産学官の交流に関すること。
- (5) 各種情報の提供に関すること。
- (6) その他、産業、学術及び文化の振興に関すること。

### (会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人及び団体
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した信州大学の教員、元教員
- (3) 特別個人会員 会長（一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター理事長）が特に入会を認める個人
- (4) 賛助会員 長野県工科短期大学教員、国立長野工業高等専門学校教員、及び地方自治体、公設試験研究機関等や繊維産地に関係する団体
- (5) 名誉会員 本会の発展に多大な貢献をしたと会長が認める個人

### (入会)

第6条 入会は、事務局に所定の加入手続きにより行うものとする。

### (脱会)

第7条 本会を脱会する場合は、会長に書面をもって届け出し、年度末をもって脱会することができる。

(会費)

第8条 会員は、会費として次の金額を納入しなければならない。

- (1) 法人会員 年額 50,000円
- (2) 個人会員 年額 5,000円
- (3) 特別個人会員 年額 10,000円
- (4) 賛助会員・名誉会員 無料

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。なお、顧問とオブザーバーを置くことができる。

- (1) 会長 1名 (一般財団法人 浅間リサーチエクステンションセンター 理事長)
  - (2) 監事 2名 (一般財団法人 浅間リサーチエクステンションセンター 監事)
- 2 顧問及びオブザーバーは、必要に応じ会長が委嘱する。
  - 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
  - 4 監事は、会計を監査する。
  - 5 顧問は本会の発展のために様々な助言を行う。
  - 6 オブザーバーは会長の諮問に答え、会務に関して意見を述べることができる。

(活動状況報告会)

第10条 本会に活動状況報告会を置く。

- 2 活動状況報告会は、年1回開催する。
- 3 活動状況報告会は、会長が招集する。

(コーディネータ)

第11条 本会にコーディネータを置く。

- 2 コーディネータは、ARECコーディネータが兼務する。
- 3 コーディネータは、会則第4条に掲げる事業を推進する。

(事務)

第12条 本会の事務は、AREC職員がつかさどり、上田市及び上田商工会議所の担当職員は、これに協力するものとする。

(経費)

第13条 本会の経費は、会員からの会費をもって充てる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成14年2月22日から施行する。

(改正 平成18年 6月 2日)

(改正 平成20年 6月 5日)

(改正 平成21年 5月29日)

(改正 平成23年 6月 3日)

(改正 平成25年 6月18日)

(改正 平成27年 1月20日)